

令和 7 年門真市教育委員会第 4 回定例会

開催日時 令和 7 年 4 月 28 日（月）午後 2 時

開催場所 本館 2 階 大会議室

議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 3 号 臨時代理による事務処理の承認について
(令和 7 年度門真市教育委員会事務局人事について)
- 日程第 4 承認第 4 号 臨時代理による事務処理の承認について
(令和 6 年度教育費補正予算の見積り申出について)
- 日程第 5 議案第 21 号 門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部改正について
- 日程第 6 議案第 22 号 門真市立小学校及び中学校に設置する必要な職に関する規程の一部改正について
- 日程第 7 諸報告

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 7 まで

出席委員

教育長	八木下 理香子
教育長職務代理者	澤田 京子
委員	松宮 新吾
委員	満永 誠一
委員	服部 雅俊

事務局出席職員

教育部長	水野 知加子
教育部教育監	峯松 大輔
教育部次長	大倉 善充
教育部総括参事	高山 拓也
教育部教育総務課長	十河 大輔
教育部教育企画課長	渡辺 廣大

教育部学校教育課長

太田 雅貴

八木下教育長

開会宣告 午後 2 時

日程第 1

会議録署名委員の指名

八木下教育長より 満永 誠一 委員を指名

日程第 2

会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3

承認第 3 号 臨時代理による事務処理の承認について
(令和 7 年度門真市教育委員会事務局人事について)
説明者 水野教育部長

人事異動内容については、別添資料のとおり。

[全委員異議なく、承認]

日程第 4

承認第 4 号 臨時代理による事務処理の承認について
(令和 6 年度教育費補正予算の見積り申出について)
説明者 十河教育総務課長

歳出からご説明いたします。議案書 11 ページをご覧ください。
款：教育費、項：教育総務費、目：教育振興基金費 634 万 9 千円の追加は、教育振興基金への積立てを行うためのものがございます。

次に、歳入についてであります。戻りまして議案書10ページをご覧ください。款：財産収入、項：財産運用収入、目：利子及び配当金634万 8 千円の追加は、教育振興基金利子として計上するものがございます。

次に、款：寄附金、項：寄附金、目：教育費寄附金38万5千円の追加は、寄付金を計上するものでございます。

[全委員異議なく、承認]

日程第5

議案第21号 門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部改正について

説明者 渡辺教育企画課長

議案書 12 ページをご覧ください。

本件は、門真市立水桜学園の設置に伴い、新たな学校種として義務教育学校を追加するにつき、関連する規則の一部を改正するものです。

それでは、13ページ以降の新旧対照表をご覧ください。

まず、第1条の門真市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正では、規則の名称を、門真市立学校の管理運営に関する規則に改めております。続いて、同規則第3条の4では、副校長について新たに規定しております。

次に、同規則の第4条及び第20条では、小学校や中学校だけでなく、小学校及び義務教育学校前期課程、中学校及び義務教育学校後期課程といった義務教育学校も含む内容に改正しております。

次に、第2条、門真市教育委員会公印規則では、副校長について明記をするとともに、水桜小学校と第四中学校の公印を削除し、水桜学園の公印を追加しております。

続けて、25ページから32ページでございます。第3条、門真市立小・中学校施設設備使用条例施行規則につきましては、規則の名称、本文、別表、様式に規定されている文言のうち、小学校及び中学校を示す表現について、義務教育学校を含めた表現に改めております。

次に、33ページの第4条、門真市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則では、名称を「門真市立学校の通学区域に関する規則」に改めるとともに、同規則の第1条では、義務教育学校も含む表現に改めております。

また、通学区域を規定する同規則第2条の別表において、小学校区から水桜小学校、中学校区から第四中学校をそれぞれ削除し、

新たに別表第3義務教育学校校区として、水桜学園とその通学区域を明記しております。なお、通学区域は、現在の水桜小学校と同様となります。

さらに、水桜学園の開校にあわせて現在は東小学校卒業後に第四中学校に進学する江端町の一部における中学校の通学区域について、第五中学校区と変更しております。

次に、第5条、門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則につきましては、副校長の設置に伴う修正を行っております。

次に、34ページ以降の第6条、門真市立学校職員の勤務時間に関する規則、第7条、門真市立小学校の校庭開放に関する規則、第8条、門真市教育委員会事務局内部組織に関する規則、第9条門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例施行規則、第10条、門真市立中学校運動場の優先使用に関する規則、第11条、門真市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の退職管理に関する教育委員会規則、第12条、門真市学校運営協議会規則につきましても、規則の名称、本文、別表、様式に規定されている文言につきまして、小学校及び中学校を示す表現について、義務教育学校を含めた表現に改めております。

最後に、50ページをご覧ください。附則といたしまして、第1項施行期日では、本規則の施行日を令和8年4月1日としております。

次に第2項では、経過措置として、施行の日の前日において第四中学校に在学している生徒の通学区域については、第4条の規定による改正後の門真市立学校の通学区域に関する規則別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、水桜学園とすることとしております。

[全委員異議なく、可決]

日程第6

議案第22号 門真市立小学校及び中学校に設置する必要な職に関する規程の一部改正について

説明者 渡辺教育企画課長

議案書 51 ページをご覧ください。本件は、門真市立水桜学園の設置に伴い、新たな学校種として義務教育学校を追加するにつき、規程の一部を改正するものです。

まず、規程の名称を「門真市立小学校及び中学校に設置する必要な職に関する規程」から、「門真市立学校に設置する必要な職に関する規程」に改めております。

次に第 1 条では、規則名の引用部分につきまして、先ほど上程いたしました教育委員会規則の改正内容を反映するとともに、「門真市立小学校及び中学校」を「門真市立小学校、中学校及び義務教育学校」と改めております。

[全委員異議なく、可決]

日程第 7

諸報告

八木下教育長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号 1 令和 7 年度門真市一般会計当初予算の概要について
報告者 水野教育部長

諸報告資料の 1 ページをご覧ください。門真市一般会計当初予算の主な概要についてでございます。令和 7 年度におきましては、門真市第 6 次総合計画に掲げる、目指すまちの将来像である人情味あふれる！笑いのたえないまち門真の実現に向け、市民ニーズや社会経済環境の変化に柔軟に対応するための取組、大阪・関西万博を契機とした地域活性化の取組、本市で初となる義務教育学校である水桜学園及び文化創造図書館 KADOMADO（カドマド）に係る建設、開設に向けた準備をはじめ、様々な施策を実施する予算とされたものでございます。

上段には歳入として、1 款市税、以下、20 款市債まで記載させていただいております。下段には歳出を記載し、教育委員会所管の予算が含まれる 9 款、教育費は、192 億 1,187 万 4 千円で、104 億 8,753 万 5 千円の増、対前年度比 120.2% 増でございます。一般会計予算の総額であります、852 億 5,900 万円で、106 億 3,500 万円

の増、対前年度比14.3%増となっております。

次に2ページから3ページをご覧ください。

教育費当初予算の概要につきましては、令和7年門真市教育委員会第2回定例会に上程させていただきました議案第9号、令和7年度教育費当初予算の見積り申出についてでご説明を申し上げましたので、省略させていただきます。合計額といたしまして、令和7年度は、121億9,729万7千円となっており、対前年度59億3,674万8千円の増額となっております。

なお、本教育費当初予算には、市長部局へ補助執行している幼稚園関係、社会教育関係の予算も含んでおります。

番号2 門真市学校給食費等の管理に関する規則の制定について
報告者 十河教育総務課長

本件は、門真市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例第4条第3項、第7条第2項及び第8条の規定に基づき、学校給食費等の管理に関し必要な事項を定めるものです。

規則の主な内容であります。第1条ではこの規則の趣旨、第2条では用語の定義、第3条では学校給食費の額、第4条では学校給食費の納付、第5条では学校給食費の減額、第6条では学校給食費の納期限、第7条では学校給食費の督促、第8条では教職員等による給食の申込、第9条では教職員等給食費の額、第10条では教職員等給食費の減額、第11条では準用についてを定めております。

なお、附則としまして、施行日を令和7年4月1日としております。

番号3 門真めざす教育の実現に向けて将来を見据えた学校づくり答申（第5次）について
報告者 渡辺教育企画課長

お手元資料の答申の1ページからご覧願います。本市では、第4次学校適正配置答申に基づき、義務教育学校整備及び小学校の統合事業を進めておりますが、本市の教育を取りまく現状を踏ま

え、第4次学校適正配置答申に続く、門真市立学校のあり方を検討するにあたり、令和5年11月24日に第5次となる門真市学校適正配置審議会を設置し、諮問を行いました。令和7年3月11日に全8回の審議会を終え、教育長に対し答申がありましたので、その内容についてご報告するものです。2ページには教育委員会からの諮問の内容を掲載しております。

次に、3ページから5ページにかけまして、これからの学校づくりの方向性につきまして記載しております。令和の日本型学校教育の推進についての他、第4次学校適正配置審議会でもまとめられた多様な人とのつながりを軸とする門真のめざす教育、分散する資源を集約することによる教育の質の向上などについてまとめられております。

次に、6ページから10ページにかけて、本市の学校を取り巻く現状とまちづくり等について掲載しております。

主には、児童生徒数や学級数の現状と今後の推移、校舎の築年数や改修の有無の状況、門真市が進めているまちづくりの概要、これまでの本市における学校の分離再編等の変遷などについてまとめるとともに、これらを踏まえた「学校再編にあたっての基本的な考え方」を整理し、検討する旨が記載されております。

次に11ページから13ページでは、将来を見据えた学校再編に向けてとして、学校再編にあたっての基本的な考え方について審議会に取りまとめた表（図9）を掲載するとともに、表中の①～⑥について関係性の説明がなされております。基本的な考え方の概要としましては、①本市がこれからの教育を実現するための環境づくりや学校のあり方を検討するにあたって、②の児童生徒数を考慮した検討や③の老朽化する校舎への対応の視点を踏まえながら、④の今後進められる門真市のまちづくりの考慮や⑤の学校の変遷を踏まえた検討が必要とされています。さらには、⑥将来を見据えた検討の視点から、門真市全体の学校の将来像を見据えた再編統合を検討する必要があること、また、学校単位の再編だけではなく、既存の校区の再編についても合わせて検討することが必要とまとめられております。

12ページの下から13ページにかけてになりますが、これらの基本的な考え方を基に、小学校と中学校の再編を同時に検討するという方針のもと、審議会ではワークショップなどの手段も用いて、様々な再編案について意見が交わされた結果、これまでの学校適

正配置審議会答申に従い、進めてきた小学校と中学校の校区を揃える方針を継承しつつ、現在の市内6中学校区を4つ程度に再編することをめざすという方針とされました。取りまとめられた4つのエリア分けのイメージは図10の通りでございます。

この図10では、エリア分けのイメージとなっており、エリアの境界線については定められておりませんが、次のページ以降に、4つそれぞれのエリアの境界に対する考え方とエリアごとの学校再編案について、具体的答申として取りまとめられております。

次に14ページをご覧ください。14ページでは、5 具体的提言の(1)として、エリア分けを行う上での考え方と優先順位の考え方についてまとめられております。

次に15ページからは先ほどの4つのエリアごとに、再編の考え方、エリアの範囲または境界線の考え方、エリア内の具体的な学校再編案などが示されております。ページ内の記載事項ですが、タイトルのすぐ下の鍵かっこには、このエリアの再編の考え方を、四角で囲われた枠内の㊦は、該当するエリアの範囲を、①②など丸数字は、当該エリアの具体的な再編案について記載されています。四角枠の下【現状を踏まえての提言】には、エリア内の再編案に至った理由や考え方について説明が記載されております。

最後に該当エリアの再編により【期待される効果と留意点】についてまとめられております。

それでは、順次エリアごとの具体的提言についてご説明します。15ページをご覧ください。(2)北東エリアについては、「児童の減少と校舎の老朽化へ対応し安心とつながりを確保する再編」となっております。㊦エリアの範囲は、現大和田小学校区、上野口小学校区、古川橋小学校区（古川以東）、（仮称）四宮・北巢本統合小学校区をエリアとする。中学校区は第五中学校区とする。このエリアの学校の再編案は、①大和田小学校、上野口小学校、古川橋小学校（古川以東）を統合し、上野口小学校敷地に小学校を新設するとなっております。

次に、16ページの(3)南西エリアについてです。再編の考え方を、今と未来を展望した段階的な再編としております。エリアの範囲は、㊦現沖小学校区、五月田小学校区、二島小学校区、門真小学校区（163号線以南）、速見小学校区（163号線以南）とする。中学校区は第二中学校と第七中学校の統合中学校区とする。このエリアの学校の再編案は、①五月田小学校と沖小学校を統合する。②第二中学校と第

七中学校を統合する。③ 殿島町、松生町、深田町、柳田町、一番町、桑才新町（府道深野南寺方大阪線以北）については、北西エリアの再編に合わせ、南西エリアへ変更とし、①の統合小学校または二島小学校及び②の統合中学校への通学を検討する。④ 将来像として、南西エリアの児童生徒の減少に応じて、五月田小学校及び第七中学校敷地を活用した施設一体型も含めた小・中学校の設置を検討するとなっております。

次に、17 ページの(4)北西エリアの再編についてです。再編の考え方を、まちの変化に対応した再編としております。

エリアの範囲は、㊦現門真みらい小学校区、門真小学校区（国道163号線以北）、速見小学校区（国道163号線以北）、古川橋小学校区（古川以西）をエリアとする。中学校区は現門真はすはな中学校区とする。このエリアの学校の再編案は、①御堂町から現古川橋小学校へ通学している児童の通学先については、北東エリアの古川橋小学校の再編に合わせ、門真みらい小学校に変更する。②門真小学校及び速見小学校の児童数の減少に応じて両校を統合する。統合に合わせ、殿島町、松生町、深田町、柳田町、一番町、桑才新町（府道深野南寺方大阪線以北）は、南西エリアの小・中学校への通学を検討する。③ ②の統合小学校は、現第三中学校区から門真はすはな中学校区に変更する。これに伴い、第三中学校と門真はすはな中学校を統合するとなっております。

次に、18 ページの(5)南東エリアの再編についてです。再編の考え方を、「小中一貫校（※義務教育学校）で創る、特色のある教育を活かす再編」としております。㊧エリアの範囲は、現東小学校区を含めた（仮称）水桜学園校区とする。このエリアの学校の再編案は、① 東小学校は児童数の減少に応じて（仮称）水桜学園に統合するとなっております。

以上が、具体的提言でございます。

次に、19 ページでは、将来を見据えた学校を創る上での留意事項として、速やかな実施方針等の作成、エリアを再編するにあたっての地域の意見や通学手段、再編後の学校敷地の新たな可能性等への配慮、通学上の安全確保、地域コミュニティの再編充実、特色ある教育活動の充実について意見が付されています。20 ページのおわりでは、審議会会長の講評を掲載しております。21 ページには答申書を掲載しております。

なお答申の後には、資料編としまして、基本資料や審議の経過、

過去の審議会答申、適正配置事業の実績と課題等をまとめております。

番号4 損害賠償請求事件について

報告者 太田学校教育課長

2月の教育委員定例会にて、門真市立中学校に在籍していた生徒の保護者が、本市及び卒業生11名等を被告とし、令和6年8月5日付けで、大阪地方裁判所に損害賠償請求事件として訴訟を提起した件について御報告いたしました。その後の状況について御報告申し上げます。4月21日に、大阪地方裁判所にて弁論準備手続きが実施され、訴訟の争点及び証拠の整理が行われました。

本市といたしましては、引き続き、訴訟代理人弁護士と十分協議、調整の上、適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、次回期日は、6月16日を予定しております。

満永委員： 答申についてご説明ありがとうございました。質問ではなく意見ですが、今後の門真について、今まではどちらかというと1校区、1校区とエリアを限定した形でしたが、門真全体の構想が見えたこと、これは非常に大きな意義があると思います。持続可能な門真の教育をおこなっていくにはこういう形を進めていくことは大事だと思いますので、大変だと思いますが、速やかに実現をしていただきたいと思います。

それからエリアごとの再編テーマをつくったこと、これはいいなと思います。それぞれエリアごとの特色を見ながら再編テーマをつくるということは、地域の方々にもきちんと説明していただければ納得していただけるものだと思います。これから説明にはいっていくのだと思いますが、より良い再編をすすめる為に、地域の声を聞きながらも、事務局として主体的に進めていただければと思います。

あと、12ページに書かれていたのですが、学校の門真の変遷を踏まえた検討と書いてあるのですが、この間、総合教育会議で言わせてもらいましたが、特に学制発布以来の学校については、いろいろな歴史があって、さまざまな思いを持っておられる方がいます。これから新しい門真を作るといいながらも、そういった視点もやはり大切に持っていただきたい、多角的な視点から学校再編を進めて

いただければと思います。以上です

—すべての報告が終了—

八木下教育長 閉会宣言 午後 2 時33分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長 八木下 理香子

署名委員 満永 誠一